

給油取扱所予防規程

（フルサービス給油所・浸水想定区域外）

会 社 名 _____

給油取扱所 _____

給油取扱所予防規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、株式会社 ○○スタンド 給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の貯蔵取扱い作業又は、その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

（適応範囲）

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りする全ての者に適用する。

（遵守義務）

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第5条 所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所有者等は、規程の変更を行ったときは市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

（組 織）

第6条 所有者等は、当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別紙1のとおり保安の役割分担を定める。

2 所有者等は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、予めその職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

（所長の職務）

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設を適正に維持管理するよう努めなければならない。

（危険物保安監督者の職務）

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより安全管理に努めなければならない。

（職務代行者の職務）

第 9 条 危険物保安監督者の執務代行者は、危険物保安監督者が、旅行、疾病、その他の事故によってその職務を行うことができない場合には、職務代行者がその職務を代行しなければならない。

2 職務代行者が保安監督者の職務を代行する場合には、消防法令及びこの規程の適用については、保安監督者とみなす。

（危険物取扱者の職務）

第 10 条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第 11 条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

第 3 章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

（貯蔵及び取扱基準）

第 12 条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種 4 類危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- ③ 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- ④ みだりに火気及び火花を発生させる恐れのある機械器具等は使用しないこと。
- ⑤ 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- ⑥ 固定注油設備により容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。

- ⑦ 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第 13 条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車とは関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- ② 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ・チェーン等を展張すること。
- ③ 所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理を行う。

（駐 車）

第 14 条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な駐車を除き予め明示された場所で駐車をさせる。

第 4 章 点検及び検査その他の安全管理

（危険物施設の点検）

第 15 条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、消防法に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 熱海 太郎を点検責任者と定め、前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第 1 項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

（改修・補修）

第 16 条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行なわなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事責任者と綿密な連絡を保ち、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行なわなければならない

第5章 火災等の災害時の措置

（自衛消防隊）

第17条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災、地震等の災害時並びに地震に伴う津波の発生又は、発生する恐れのある場合に、施設及び設備の点検、応急措置等に対する即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、別紙2のとおりとするとともに所内の適当な場所に掲示しなければならない。

（消火活動等）

第18条 消火活動は次により行わなければならない。

- ① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等応急措置を講ずること。
- ② 危険物が所外に流出し又は可燃性蒸気が拡散する恐れがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車輛の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急措置を講ずること。

（地震発生に備えて）

第19条 日頃から地震発生に備えて消火器の転倒防止措置や、棚の上に置かれているものの落下防止措置を心掛けるとともに別紙3に定める防災資機材を備えておかなければならない。

（地震発生時の措置）

第20条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中止するとともに、被害の状況に応じて自衛消防隊の任務分担により別表4に基づき活動する。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

（参集）

第21条 夜間、休日等の休業時に震度5以上の地震が発生した場合は、所長及び自衛消防隊員（別紙2）は直ちに参集し、施設の安全の確認等を行う。

（地震警戒宣言発令時の措置）

第22条 大規模地震対策特別措置法に規定する警戒宣言発令時には、別表5に定める任務分担により活動すること。

（地震発生後の施設の点検）

第23条 震度5以上の地震が発生したときに別表6により点検を行い、安全を確認するとともに消防署へ報告すること。

第6章 教育及び訓練

（保安教育）

第24条 所長は従業員に対し、次により保安教育を実施するものとする。

対 象 者	実施時期	内 容
全従業員	1回／年	(1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入 社 時	(4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他

（訓練）

第25条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は6ヶ月に1回以上、総合訓練は12ヶ月に1回以上とし、次により行う。

- ① 部分訓練は、消火訓練、避難訓練及び通報訓練について行う。
- ② 総合訓練は、部分訓練及び地震計画を含み有機的に連携させ総合的に行うこと。

（関係書類及び図面等の整備保管）

第26条 消防法に基づき設備許可された給油取扱所の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面は、分類整理して所定の場所に整備保管しなければならない。

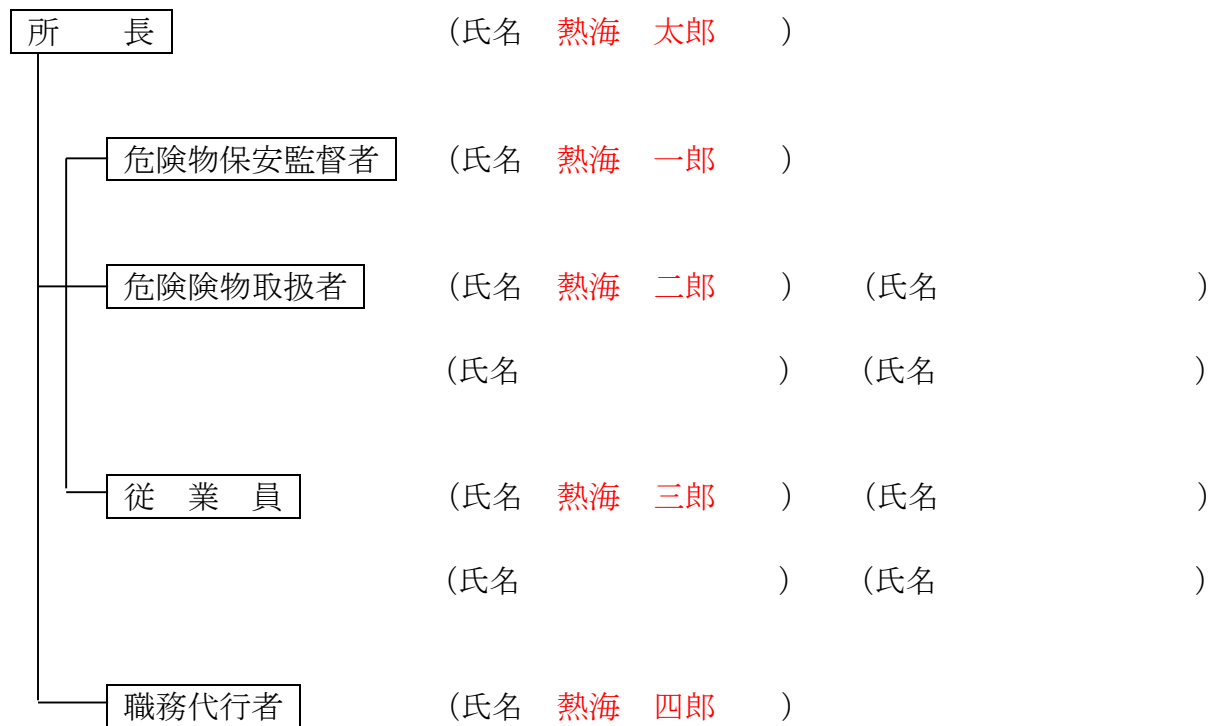
（記録の作成及び保管）

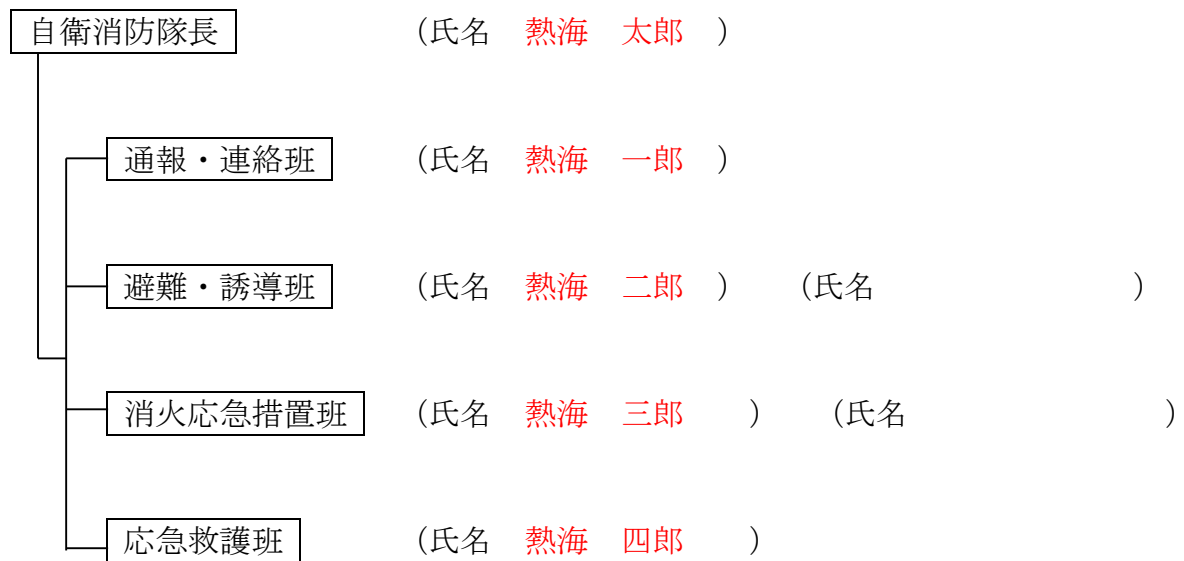
第27条 法令に基づく検査、点検、改修若しくは補修等の工事又は保安等に関する記録は作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

第7章 予防規程に違反した者の措置

（措置）

第28条 所長はこの規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。





防災資機材リスト

救助活動資機材	バール・ジャッキ等
避難誘導用品	拡声器・誘導棒・担架等
救急用品	応急救護セット等
拡散防止用資機材	油吸着マット・油処理剤等
食料・飲料水	水 1 ケース セット 飲料 セット

地震発生時の措置

給油業務等	・ 給油業務及び荷降ろし作業は直ちに停止する。
火気使用の停止	・ 火気の使用を停止する。
消火活動等	・ 火災発生時には、揺れがおさまるのをまって消火器等により素早く初期消火を行う・ ・ 油が漏れていたら、乾燥砂等により所外への流出防止活動を行う。 ・ 発災時には、災害拡大防止及び危害防止等のためロープ等により給油取扱所内へ入れないような措置を行う。
避難誘導等	・ 火災の発生や、施設の損壊等に注意し顧客を安全な場所へ誘導する。
応急救護	・ 負傷者が発生した場合は、救急救護所を設け応急手当を行う。
通報連絡	・ 火災、負傷者が発生したときは、119番通報する。
余震対策	・ 所内の車輛は安全な場所に移動し、鍵は付けたまま、サイドブレーキを確認すること。 ・ 計量機の固定の確認を行う。 ・ 懸垂式計量器機のホース及びノズルの固定の確認を行う。 ・ 転倒、落下の恐れのあるものは固定等の応急措置を行う。 ・ 従業員個々の任務分担の再確認を行う。

大規模地震警戒宣言発令時の任務分担

給油業務等	・ 給油業務は原則として停止する。(やむを得ず給油業務を行う場合は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行う。) ・ 所内に駐車中の車輛のサイドブレーキを確認する。 ・ 陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。 ・ 看板の固定部分の安全確認を行う。 ・ 地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示をする。 ・ 客等へ必要な指示を与え、混乱防止の為の措置を講じる。
専用タンクへの危険物の荷降ろし	・ 移動タンクから専用タンクへの危険物の荷降ろし作業は、原則として停止する。 ・ 元売先へ危険物の荷降ろし業務を停止する旨の連絡を行う。 ・ 注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。
計量機等の点検	・ 計量機の固定の確認を行う。 ・ 懸垂式計量機のホース及びノズルの固定の確認を行う。 ・ 消火器、防災資機材等を点検し必要箇所への配置を行う。 ・ 定期点検箇所の再確認を行う。
火気使用設備等の点検	・ 原則として火気の使用は停止する。 ・ ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。
建築物等の点検	・ 必要に応じてガラス等をテープにより補強する。 ・ 出入口、階段等に障害物がないか確認する。
活動体制の確立	・ 従業員個々の任務分担の再確認をする。 ・ 休日、夜間等は従業員を招集し緊急時に対応可能な体制を早急に確立する。

地震発生後における施設点検表

点検年月日 年 月 日

点検実施者

点検項目	点 検 内 容	点検結果	備 考
計 量 機	転倒、傾斜等の損傷はないか		
	内部に油漏れはないか		
配 管	油漏れはないか		
注 入 口	変形、損傷はないか		
建 物	天井、壁等の落下及び剥離はないか		
防 火 塀	転倒、亀裂、傾斜等はないか		
キャノピー	天井、幕板、照明器具の落下はないか		
	支柱は傾いていないか		
ス ラ ブ	大きな地割れ、陥没はないか		
電 気 設 備	漏電はしてないか		
試 運 転	エアーを嚙んでいる様子はないか		
	給油に通常より時間がかかっていないか		